

# クーペル、ハスヲルト、ビールンの事件について

## ——明治初年損害賠償考——

岩 村 等

### 目 次

- 一 はじめに
- 二 クーペル、ハスヲルト、ビールンの事件について
- 三 三つの事件の歴史的意義
- 四 むすび

### 一 はじめに

神戸市立中央図書館には、明治の初めごろの在神戸イギリス領事館の関係文書が所蔵されている。私はここ数年にわたってこの文書のうちの、明治七年の『兵庫裁判所書翰集』について解説と分析検討の作業を行つてきた。<sup>(1)</sup>この『書翰集』は、明治初年の法や裁判などを検討する上で貴重な材料を提供するがとりわけ日本人と外国人との間における法的紛争——明治初年ごろにおいてはこれらの事件は対外関渉事件とよびならわされていた——について豊富である。そこで本稿においては、『兵庫裁判所書翰集』の検討の作業の一環として、この『書翰集』に所収されている

三つの事件——クーベル、ハスマルト、ビールン——を取上げ検討を加えてみたいと思う次第である。

さて何故右の三つの事件をあえてとりあげるのか、この理由について以下にのべてみたい。クーベル、ハスマルト、ビールンの事件とは一体どのような事件であったのか、この点について概略をまずのべておく必要があろう。これら三つの事件は明治六年の暮から明治七年にかけて日本に滞在していた英国人によってひきおこされた過失傷害と失火という不法行為事件である。詳細は第二章でのべるとして、クーベル、ハスマルト、ビールンとは右の事件の加害者であるところの英国人の名前である。クーベルの事件とは神戸在住の鉄道寮お雇外国人であるクーベルが鉄砲を発射し誤って日本人船頭を傷つけた事件であり、ハスマルトの事件とは水先案内人である英國人ハスマルトが和歌山の海岸に無断上陸のうえ狩猟を行い猟銃の発火によつて農家一軒が全焼した事件であり、ビールンの事件とは国内旅行中の英國人ビールンが京都の橋本近辺で猟銃を発射したところ誤って日本人一人を負傷せしめた事件である。法史の上からみてこれらの三つの事件は共通の興味深い内容を有しているのである。というのは過失傷害、失火によつて生じた損害について被害者による損害賠償の請求が公権力のもとでなされ、裁判あるいは示談によつて損害賠償金の支払が加害者である英國人に対して命ぜられ、彼らが支払つたということである。そしてこの損害と損害賠償金の具体的な内容がこれらの事件を吟味すると明確になつてくるのである。この点についてより詳細に第二章「クーベル、ハスマルト、ビールンの事件について」において叙述していきたい。

第二の理由は、クーベル、ハスマルト、ビールンの三つの事件が日本の損害賠償の歴史において一定の意義を有しているということである。それは幕末から明治にかけて日本の法制度は外国文化の影響のもとで大きく変貌を遂げていくのであるが、損害賠償制度についても同様であつて、三つの事件はこの損害賠償制度の変容期にあつて変容の具

体的な形を示すものとして重要な意味を有すると考えられるのである。日本は幕末期に開国することによって異質の文明、異質の法文化と接触し、そのことによって日本の法文化そのものが変化したわけであるが、三つの事件の経過は、こうした法文化の変化が、日本人と外国人との間ににおける個々の具体的な法的紛争を通じて徐々に進められていったということを示しているのではないか。異質な文明同士の接触が進められたのは直接的には日常的な商取引の中であつたろうが、法文化の相違が明確に意識せられたのは、日本の裁判所や領事館における裁判であつたのではなかろうか。以上の理由からも三つの事件をとりあげるわけであるが、この点については第三章「三つの事件の歴史的意義」において開国後最初の損害賠償の事例である英國商人モスのひきおこした事件を検討しつつ叙述を進めたいと思っている。

さて本稿では英國人が明治維新当初においてひきおこした傷害、失火という不法行為についてふれているけれども、あらためていうまでもないことかも知れないが幕末から明治にかけての開国という未曾有の混乱の時代において英國人のみが加害者であつたのではないのである。日本人の側にしても幕末の「浪人」として恐れられた攘夷家たちはおびただしい殺人、傷害事件を内外人に對しひきおこしたのであり、日本人の庶民においても加害者となつたこともあるのであった。これらの点については公正を期する意味であえて明言したつもりである。なお日本の近代化においてお雇い外国人の果たした役割には重大なものがあるけれども、こうしたお雇い外国人の多くは無名の熟練工たちであったのであり、彼らが明治維新の近代化において言語、風俗、習慣のちがいの中で多くの日本人職工の訓練をひき上げたのであった。そういう場合において双方において測り知れない困難があつたことは想像に難くないわけで、時には暴力が指導にとつてかわつたことがあつたのである。<sup>(3)</sup> こういう事情の中で、神戸鉄道寮お雇い英國人の木工頭取であ

つたクーペルについても考えておく必要があると思われる。

最後に本稿でとりあげる英国人の人名の標記であるが、これはクーペル、ハスラート、ビールンについては『兵庫裁判所書翰集』の標記によることにした。モスについては『横浜市史』に依拠した。これらの英國人の人名の標記については同時代においても日本語標記において幾種類かがあり時代のうつりかわりの中でさらに変化している。そういった事情をふまえつつ時代感覚を残す意味で資料原文の標記に従うこととした。そこで人名には一応注記をつけ、英語の原名とわかる限りでの経歴と出典をあきらかにしつつ掲げておくことにした。したがって人名についてはとくに注をよく参照していただくことを読者にお願いする次第である。

## 二 クーペル、ハスラート、ビールンの事件について

### (一) クーペルの事件について

クーペル<sup>(4)</sup>の事件というのは、鉄道寮お雇英國人であるクーペルの発射した弾丸が誤つて日本人船頭の田上幸七の肩に命中し負傷した事件である。以下においてもう少し詳しく事件の発生から損害賠償に至る経過についてふれていきたい。森谷類藏から兵庫裁判所長あてに出された明治七年一月一日付の手続書<sup>(5)</sup>、二月三日付の被害者田上幸七の疵受証立之訴状および四月の同人の訴状<sup>(6)</sup>によれば、事件発生当時の事情は次のようになる。田上幸七は、明治六年一二月二三日に広島より牛を積み込み出港、同月二六日に兵庫港に至り以後同地に逗留していた。同月三〇日に至り小野新田牧牛会社に田上幸七と同僚の初八郎が出向いていたところ、船改役所より午後四時前に出頭せよとの呼出しがかかれた。そこで両人が小野新田牧牛会社に詰めていた奥村武雄、藤原秀五郎、森谷新次郎の三人と同道にて船改役所へ

むかおうとしたが、初八郎に他用が生じたので、しばらく神戸海岸通りの鉄道寮前の橋上にて初八郎を待つことになつた。それからしばらくすると突然銃声がおり、田上幸七の肩先に弾丸が命中した。田上幸七とともに現場に何人かがいたので、発砲の場所をつきとめるために手分けをして所々を捜索したのであるが、奥村武雄が鉄道寮内に問合せにいったところ、鉄道寮中属の金生という人が、英国人クーペルが犬にむかって発砲しそれがはずれて弾丸が田上幸七に命中したといった。森谷類藏名儀の手続書を左に掲げる。

手 続 書

福原町

森 谷 類 藏

一 私方客船安芸国豊田郡向ヒ田之浦徳一丸舟頭田上幸七儀英人クーペルヨリ銃創請候始末左ニ申上候

一 去年十二月廿三日幸七儀國許ヨリ牛積込当港江着舟滯留中同月三十日小野新田牧牛会社江罷出候折柄午後第四時前船改御役所ヨリ幸七并片舟稻荷丸船頭初八郎呼出ニ付罷出候途中神戸海岸鉄道寮前橋上ニ於テ幸七并外両三人右初八郎ヲ待合イ居候所何所トモ不分炮声致銃丸飛来幸七肩先江相当リ候ニ付何レノ者仕業ニム哉近傍相尋候得共不相分ニ付則右鉄道寮御役所内江尋参リ候所同寮中属金生ト申方ヨリ右炮發致ニ者ハ同寮ニ御雇相成居ム英國人クーペルト申人ニテ則同人犬ニ向イ炮發致シ候所全打外レ候義之趣ニテ疵人可連出旨御達ニ付召連出候疵所御改之上金生氏ヨリ添翰相成同寮ヨリ老人付添被下外国人医師方江立越治療請候義ニ御座候本人傷所治療中ニ付不取敢私ヨリ此段以手続申上候以上

右

類 藏 ㊞

明治七年一月一日

前書之通相違無御座候以上

右町副戸長

山 口 嘉 七 ㊞

兵庫裁判所

土居司法権少判事殿

右においてのべた事件発生当時の事情についてはクーベル側にも異論のないことが明治七年二月七日付の兵庫裁判所長より英國領事あての第六七号書翰<sup>(8)</sup>により判明する。この書翰を左に掲げる。

第六十七号

我国人田上幸七儀貴国人クーベル氏ヨリ銃創受レ一件に付去月廿一日第拾三号附ヲ以御懸合之趣致承知則別紙訴状差出ル間御廻申ル可然御處分有之度此段及御懸合ル拝具

明治七年二月七日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫（花押）

英國領事

アペル、エ、セ、カワル貴下

追テ幸七疵所未タ平愈ニ不至未定ニハム得共先ツ即今迄之入費計算致シ別紙之通申出ム儀ニテ医師勘考ニハ凡今ヨリ二月ヲ経サレハ平愈致シ難キ趣ニ付總費ハ追テ可申進ム得共不敢本文及御懸合置ム也

明治七年第二月三日

田上幸七は負傷した直後に、居留地五九番のハリスという医師に手当をうけ、三日後の年が明けた明治七年一月二日に兵庫県病院に入院したのであつた。県病院の一月一六日付の診断書<sup>(9)</sup>を以下に掲げる。

広島県下豊田郡向田浦

田上幸七

右肩関節ニ銃創ヲ受ケ本月二日入院ス直ニ創口を検査スルニ銃丸ノ出口ナシ消息子ヲ以テ探ルト雖モ丸ノ有無不分明欣熱疼痛劇甚ナルカ故ニ防炎療法ヲ施シ候處欣熱漸次ニ退散スト雖モ疼痛ハ依然トシテ運動スル「克ハス依テ當今啻ニ安置法ノミヲ施シ置候也

明治七年一月十六日

病院 兵庫県病院之印

右の診断書によつても田上幸七の負傷ははげしく三月一五日に至るまで入院し療養生活をつづけたのであつた。さてクーベルによる発砲事件は、クーベルが田上幸七に損害賠償金を支払うということで解決がはかられていつた。被害者である田上幸七の損害賠償に関する要求について、田上幸七が英國領事あてに提出した四月の訴状および添付の文書を左に掲げ、その上で検討を加えたい。資料はいささか長くなるが貴重なものと思われるのであえて全文を掲載した。

在兵庫英國皇帝陛下ノ裁判所ニ於テ

広島県管下安芸国

豊田郡向田之浦船稼業

原告人 田上幸七

神戸鉄道寮御雇人

英國人

被告人 クーベル

兵庫大阪英國皇帝陛下之領事  
第一原告人明治六年十二月二十三日國許ヨリ所持之運漕船工牛積込同月二十六日当港工着船仕候  
アベルエゼガール貴下

右原告人田上幸七之歎願左ニ申上候

第一原告人明治六年十二月二十三日國許ヨリ所持之運漕船工牛積込同月二十六日当港工着船仕候

クーペル、ハスヲルト、ピールンの事件について

第一 当港滞留中同月三十日小塙新田牧牛会社エ罷越候折柄同日午後第四時前船改御役所ヨリ私并ニ片船稻荷丸船頭初八郎御呼出ニ付牧牛会社詰合奥村武雄并ニ藤原秀五郎森谷新次郎等同道ニテ罷出候途中神戸海岸鉄道寮前橋上ニ於テ前書初八郎外用向有之引後レ居候ニ付同人待合居候所何レ共不分炮声致シ銃丸飛来私左之肩先ニ当リ候ニ付夫々相尋吳候得共更ニ不相分候ニ付奥村武雄義則鉄道寮御役所内ニ尋参リ吳候所同寮中属金生殿被申候ニハ右炮發致候者ハ同寮エ雇入ニ相成候英國人クーペルト申者犬ニ向イ炮發致シ候所全ク打外レ候趣ニテ私疵所御改之上金生殿ヨリ添輪井に附添人被下居留地五十番ハリスト申医師エ罷越治療相受当年一月二日ヨリ兵庫県病院ニ入院致候第三 一月二日ヨリ於病院治療相受漸三月十五日ニ至リ疵所平癒致候事

第四 前条之通被告人ヨリ疵受候ニ依リ職業相休候中之失費并ニ薬料雜費等別紙之通總計金百拾三円四十三錢七厘五毛ニ相成候事

因テ原告人左之通歎願仕候

- 第一 右之次第二付被告人ヨリ原告人エ償ヒトシテ可請取條理アル金子之義ニ付御裁判ヲ奉願候
- 第二 御吟味之上可請取條理アル分ト判決相成候高ヲ速ニ原告人エ相拂候様被告人エ御申付被下度候事
- 第三 原告人右ニ申立候手続之外尚御吟味ニ相成候義モ有之候得ハ審ニ可申立候事  
右訴訟之被告人タル者ハ神戸鉄道寮ニ雇入相成居候英國人クーペルト申者ニ候也

明治七年第四月

原告人

田上幸七

説

記

- 一 合金百拾三円四十三錢七厘五毛  
内訳

一 金拾八円二拾五錢 明治七年一月二日病院ニ入院致三月十五日迄日数七十三日ノ間薬料一日ハ二十五錢宛

一 金拾三円六拾八錢七厘五毛 同年一月二日ヨリ病院ニテ看病入院三月十五日迄一日價十八錢七厘五毛ツゝ日

数七十三日之間

一 金五拾錢 同年一月二日神戸東波戸場碇泊ノ船ヨリ病院迄罷越候駕籠賃

一 金八拾老円 原告人船稼業ニ付本国安芸ヨリ当港迄凡九ヶ度ノ往返見込運送賃一ヶ度ニ付九円ツゝ日数七十三日

メ

右之通御座候尤受取書別紙写ノ通取置申候 年次日三月ハ前半未蒙承付

明治七年四月十五日

原告人

田上幸七

廣島縣下  
入院患者 田上幸七

入院患者 田上幸七

クーベル、ハスマルト、ピールンの事件について

一 金七円五拾銭也

右ハ一月二日ヨリ同月三十一日迄日数合卅日分但一日分金二十五銭宛合金書面之通相成如斯

明治七年二月一日

病院

会計掛

証

一 金五円八拾一銭二厘

右ハ明治七年一月二日ヨリ看病人雇賃正ニ請取申候已上

明治七年二月一日

よ志 印

田上幸七殿

広島県下

入院患者 田上幸七

一 金拾円七拾五銭也

右ハ二月一日ヨリ三月十五日迄日数合四十三日分但一日分二十五銭宛合金書面之通相成如斯

説

病院 田口

会計掛

大蔵課 田口

証

一 金八円六錢武厘五毛

右ハ明治七年二月一日より三月十五日迄看病人雇賃正ニ請取申候已上

明治七年三月十五日

佐多 ㊞

右ハ駕籠賃慥ニ受取申候以上

覺

一 金五拾錢

右ハ駕籠賃慥ニ受取申候以上

明治七年一月二日

神戸大手町

右ハ駕籠賃慥ニ受取申候以上

一 金五拾錢

政吉

## クーペル、ハスヲルト、ビールンの事件について

右の資料にみる如く、田上幸七の損害賠償請求の総額は、一一三円四三銭七厘五毛である。資料には諸雑費も明示されているが、損害賠償請求の中心は、入院中の療養費と入院によつて休業したことによる逸失利益である。ただし現在とは異なり精神的損害などは考慮されていない模様である。さて田上幸七の請求に対してもどのような処理がなされたかは、おぼろげながら次の資料が示している。<sup>(10)</sup>

去月廿七日附貴翰ヲ以我国人田上幸七ヨリ貴国人クーベル氏ヘ係ル事件ニ付被告人返答書御添云々御掛合之趣致承知右之段原告人ヘ相達シ處承諾致候旨申出候就テハ被告人与里可相拂金高ハ當方ヘ御差送リ可相成哉又ハ原告人為受取貴館ヘ差出可申哉否御答有之度候拝具

明治七年五月一日

兵庫裁判所長

司法少判事 土居通夫（花押）

英國領事代理

セームス、ゼ、エンスリー貴下

右によればクーベルが田上幸七に対して損害賠償金を支払うようになった模様である。ただ具体的な金額について

は田上幸七の要求どおりであったかどうかは不明である。支払方法についてはクーベルが支払った金銭を英國領事館が受け取つたのち兵庫裁判所を経由して、田上幸七が受領するのか、それとも田上幸七が直接英國領事館に赴き受領するのかはいまのところは不明である。ただしこの点については英國領事館に決定権があつたらしい。

## (二) ハスマルトの事件について

明治七年一月一九日に、神戸入港の外国船の水先案内人である英國人ハスマルト<sup>(1)</sup>が和歌山県日高郡の小浦という小村において上陸し、狩猟中、樹上の小鳥をねらつて発砲したところ、散弾の火が農民久保四郎右衛門の居宅の藁屋根に燃えうつり、久保宅は全焼におよんだ事件である。明治七年といえば開国まもないときであり和歌山の小村ということで、加害者のハスマルトと村民の間において言語不通ということもあって騒動に発展しそうな事件であったようである。さてこの件については当時の和歌山県権令の神山郡廉<sup>(2)</sup>が被害者にかわつて告訴を行い、損害賠償と事件の責任追及のため被害者久保四郎右衛門の妻多加と目撃者一名を伴い兵庫裁判所へ出頭し、英國領事による裁判を要求したのであつた。二月二八日付の和歌山県権令の内務省宛の届によれば、この事件は「御國体ニ関係シ不容易ノ儀」とみなしており、権令の神山郡廉がいかにこの事件を重視していたかがあきらかであろう。

### 神山和歌山県権令届内務省宛

去月三十一日附ヲ以御届申上候英國人ホスホルト當管下へ上陸発砲ノ事件ニ付ホスホルトヘ不取敢官員附添兵庫裁判所ヘ護送引渡候未砲火自火ノ別判然不致御國体ニ関係シ不容易ノ儀ニ付保証人由牽連レ同國領事館へ出頭別紙一印ノ通訴状差出シ候處一印裁判書ノ通相済候旨同所裁判所ニ於テ致承知候間直チニ一昨廿六日帰県仕候仍テ別紙兩

通相添此段御届申上候也二月廿八日

この事件について領事裁判の結果が、右の資料にあるように記録されていたのであった。これを左に掲げる。

### 第一訴訟見込

一トーマス、ホスホルート称スル者貌利太尼亞及ヒ日本トノ間ニ取結候定約中ノ境界ヲ越ヘ和歌山県管下比井浦ヘ上陸ニ付有罪ノ儀見出候事

### 裁判

一被告人ヨリ女王陛下ヘ洋銀百弗ノ過料及ヒ裁判入費相納可申事 英国領事兼裁判官エー、エー、エン子スリー

### 第二訴訟見込

一被告人トーマス、ホスホルト称スル者和歌山県管下久保四郎右衛門所持ノ住家ヲ発砲ノタメ焼失セシヲ裁判所ニ於テ明白ニ証拠見頤候右事件ニ付要用ノ証拠取調候處右被告人發砲セシキ小銃ノ詰紙火付ノ儘發出右家ノ藁屋根ニ落チ其節風強キ候故右住家焼失セシヲ明白ニ有之候事

### 裁判

一久保四郎右衛門住家其外焼失ニ付被告人ヨリ償トシ右同人ヘ洋銀六十弗払可申事

一右焼失ノ砌住家ヘ金三十円貯置有之候趣ニ候ヘモ証拠無之ニ付取用ヒ不申候事 千八百七十四年第二月廿日英國領事兼裁判官エー、エー、エン子スリー

英國領事兼裁判官アヘル、エ、セ、カールノ目前ニ於テトーマスホスホルトヨリ左ノ通申立候

一 被告人裁判所へ出頭ノ上被申渡候償金納方出来兼候間償金ノ内洋銀五十一弗五十錢當節相納残リ洋銀百十弗ハ月々十弗ツヽ相納度旨願立候依之裁判所ニ於テ被告人ノ申立慥ナルヲニ付左ノ通申渡候

一 当節洋銀五十一弗五十錢相納残金ハ両人ノ請合人相立残リ洋銀百十弗ハ月々十弗ツヽ無相違納方可致事内務千八百七十四年二月廿日英國領事兼裁判官エー、エー、エン子スリー

右によればハスラルトの事件についての裁判は二月二〇日に行われたのであるがその内容は二つに分れる。第一はハスラルトの和歌山への無断上陸についてであり、第二は、失火責任についての賠償の問題である。第一の無断上陸の件については条約に外国人の遊歩に関する規程があり和歌山県日高郡はこの外国人が自由に往来できる境界よりはるかにへだたる所にある。それゆえ領事裁判はハスラルトの罪を認めて洋銀百ドルの支払いと、裁判費用の負担をハスラルトに命じたのであった。第二の失火の件については、領事裁判は証拠調の結果ハスラルトの発砲の際の詰紙の火が久保四郎右衛門の居宅の藁屋根に移り、おりからの強風によつて全焼にいたらしめたことを認め、久保四郎右衛門に対しハスラルトが洋銀六〇ドルを支払うように命じたのであった。なお過料および損害賠償金の支払方法については、ハスラルトが経済的理由より一括支払いの困難を訴えたので、とりあえず即金として洋銀五一ドル五〇錢を支払い、残り一一〇ドルは月々一〇ドルずつ納めるということになった。

### (三) ビールンの事件について

ビールン<sup>[14]</sup>の事件についてのあらましは、京都府知事長谷信篤の兵庫県令神田孝平あての手紙<sup>[15]</sup>ならびにこの手紙に添

付せられた区長の届書<sup>(16)</sup>と被害者芝田茂兵衛の手続書<sup>(17)</sup>、医師の容体書<sup>(18)</sup>、京都府役人の検使書およびビールンの京都府知事あての嘆願書<sup>(20)</sup>によつて判明する。以上の文書によれば、京都府下綴喜郡八幡庄内の小学校より、大山崎庄村役方へ達書を届けるために一二月二日午後三時ごろ芝田茂兵衛は淀川対岸の山崎へむかうために橋本の渡し場の近辺を歩行中であつた。そのとき外国人二名と出会つたのであるが、そのうちの一名が近くに現われた鼬を狙つて発砲したところ、散弾のいくつかがはねて芝田茂兵衛に命中した。そこで右の外国人二名は芝田茂兵衛を人力車にのせて山崎の鉄道寮派出所へ運びこんだ。ビールンによれば通訳をたのむためだつたようであるが、通訳は不在で言語不通のまま芝田茂兵衛にビールンが五円を手渡し、別れたのであつた。芝田茂兵衛はこの金を受け取る気はなかつたけれどもひとまずこの金を受け取り、帰路区長にあうに至つたのであつた。ところでビールンら二名は、その後京都にむかい当時の上京第三一区大坂町野村庄兵衛方に逗留していた。芝田茂兵衛の傷の程度については、医師によればかなり重いとする検使書と、かすり傷であったとするビールンの証言にはかなりのへだたりがあるが、当時のなお残存していた攘夷感情のなせるわざであろうか。

さて事實においては、芝田茂兵衛の傷は一二月一八日に至つて完治した。そして事件の処理は示談ということによつて行われた。すなわち京都府知事は芝田茂兵衛に対し裁判に訴えるか、示談によるかという選択をまかせたのであるが、芝田茂兵衛は示談による解決を選択した。芝田茂兵衛の提出した始末書<sup>(22)</sup>によると、傷が二〇日程度で全快したことでもつて裁判に訴えない理由としており、損害賠償の要求としては薬代一円六銭、傷療養中の休業による逸失利益一〇円、計一一円六銭を金額としてあげている。

明治七年十一月八日

始末書

綏喜郡第一区八幡ノ庄

芝田茂兵衛

綏喜郡第一区八幡ノ庄

芝田茂兵衛

五十九才三ヶ月

私儀

去ル十一月二日同郡橋本駅舟渡シ場ニテ外国人砲発被致シ節傷ヲ請ひ義ニ付此上御訴訟等可申上哉并薬価等之望  
 ミ可有之哉右等之存意可申立旨御達ニ御座ハ

此段申上候私儀去ル十一月二日午後三時頃村用ニテ大山崎之庄迄書面持參之節橋本駅舟渡シ場迄罷越ハ處姓名不知  
 外国人二人東ル西江人力車ニ乗リ通行之砌道之傍ニ馳走居ニ付老人之外国人右馳ヲ見掛け砲発ヒ致シ處惜  
 玉私身體額一ヶ所胸一ヶ所左之腿二ヶ所相当リ出血ニ付其儘打倒レム處右外国人ニモ大ニ驚キ早速介抱致吳ニ  
 上自分乗居ニ人力車ニ私ヲ乗セ山崎鉄道出張所江連行右外国人私江申聞ニ詞ハ不相通ニ得共養生料ニム哉金五円  
 私江相送リ吳ニ付貰請置申ハ処右外国人ハ其儘上京ヒ致私儀ハ知ル者之肩ニ縋リ下道之茶店迄罷越ニ節番人衆  
 并区長家村久左衛門ト申者ニ出逢右訛柄ヲ相語リム処右区長ハ濱京都府出張厅江御届申上置ニ儀ニ御座ム然ル処  
 其後同区医師中村通文ト申者ニ治療ヲ請ケ煎藥五拾服附藥三貝相用ヒム処日數廿日間程ニテ平癒仕ム就テハ此上

クーペル、ハスヲルト、ビールンの事件について

右始末御訴訟可申上儀モ無之目薬価等之儀モ凡金壱円六錢斗リニテ私職業之儀ハ一日ニ付平均凡金五拾錢程ニ相當リ申ムニ付休職日數廿日分金拾円ニ薬代共合金拾壹円六錢ニ相成ム処強テ貰ヒ請度望ミモ無之ム得共先方方之深切ヲ以今少々償ヒヒ下ムハヽ貧乏之私此上モナキ事ト奉存ム此段御尋ニ付無憚奉申上ム間宜敷御裁判奉願上ム以上

芝田茂兵衛  
印

差添人 谷口八兵衛  
印

京都裁判所副長

人見権少判事殿

ビールンの差し出した償金は、一二月一九日に英國領事を通じて兵庫裁判所が受け取り<sup>(23)</sup>、京都裁判所を経由して一二月二十五日に芝田茂兵衛の手に渡つた。<sup>(24)</sup> なお償金一一円六錢の内容については、兵庫裁判所長においては治療代、賠償金、謝金の合計とみていたが<sup>(25)</sup>、芝田茂兵衛においては、薬代と休職中の手間賃があわせて六円六錢であり、すでにもらつていた五円をビールンから芝田茂兵衛への進物とみなしていたようである。<sup>(26)</sup>

さて事件は右のようにして解決をみたわけであるが、一件落着の段階で兵庫裁判所長が英國権領事に対し、「右事件ニ付テハ貴下ノ御取扱ヲ以程能ク相纏りム段喜悦致ム」と、相手をもちあげつつ喜んでいるところは、当局者にとってこの種の事件が難問であったことをうかがわせるものである。

以上でクーペル、ハスヲルト、ビールンの事件についてあらましをみてきた。この中で損害賠償の金額がでてきたた

のであるが、この時代、すなわち明治七年前後の貨幣価値について、いくつかの物の値段と比較しながらみておくことが必要であろうと思われる。そこで章の最後において、「週刊朝日」に連載された「値段の風俗史」によりつゝ、いくつかの品物の値段を記しておきたい。また洋銀についても少々ふれておきたいと思う。

まず品物の値段であるが、「値段の風俗史」によれば、アンパンは明治七年に五厘<sup>(28)</sup>、豆腐は幕末に四文<sup>(29)</sup>、桐箪笥は明治元年に四円五〇銭<sup>(30)</sup>、そばは明治元年に五厘<sup>(31)</sup>、日本酒が明治七年に一升が四錢<sup>(32)</sup>、錢湯は明治五年に一錢五厘<sup>(33)</sup>、東京銀座の一坪の地価は明治五年に五円<sup>(34)</sup>、白米は明治五年に一〇キログラム三六錢<sup>(35)</sup>、大工手間賃は東京で一日に明治七年で四〇銭であった<sup>(36)</sup>。大体以上で現代の物価等との比較ができると思われる。

次に洋銀の価値について少しふれたい。洋銀は、一六世紀以来国際的な貿易通貨として流通してきたメキシコ＝ドルといわれた銀貨を中心としており、日本においても開国後、徐々に貿易取引上の通貨としての位置を占めるに至った。洋銀と日本の国内通貨との交換比率は、明治七年ごろで一ドルが約一円に相当していた。ただしこの比率は極めて大雑把なものであり単純化したためのものであるから注意されたい。洋銀をめぐる多方面からなる事情は実際にはもつと複雑なものであり、これについては洞富雄氏の『幕末維新期の外圧と抵抗』第二篇「半植民地的通貨「洋銀」の役割」において総合的にふれられており参照されたい。<sup>(37)</sup>

### 三 三つの事件の歴史的意義

前章においてクーベル、ハスヲルト、ビールンの三つの事件について検討したわけであるが、これら三つの事件と共に通していることは、過失傷害、失火という事件が、加害者である英國人が被害者である日本人に対し損害賠償金を

支払うことによつて解決をみていることである。損害賠償の金額の算出にあたつては、物的な損害や治療代のみならず、損害による治療中の逸失利益が認められたのであつた。さらにこれらの計算をもとにした損害賠償請求は、英國領事の裁判において主張されているが、日本の公権力においては日本人によるこの請求についてなんら妨害するところがないのであつた。極端な場合であるといえるかも知れないが、和歌山県権令が被害者にかわつて訴訟をすることさえあつたことが、ハスラルトの事件によつて示されているのである。日本人を原告とし、英國人を被告とする領事裁判という限られた場合であるとはいへ三つの事件は、明治維新前後においては法制的にみて新しい事象であったのである。この点についてさらに詳しく以下においてのべていきたい。

江戸幕府法においては過失傷害、失火については公事方御定書において規定されているのが基本である。傷害については石井良助氏が次のようにいわれている。<sup>(33)</sup>

御定書では下巻第七一条に於て傷害に関する、七七条に於て酒狂による加害に関する賠償責任を定めて居る。前者に拠れば、人に疵付けた町人百姓は療治代として疵の多少によらず、銀一枚を被害者に交付すべきであった。

右の指摘にあるように、傷害における損害賠償は一律に銀一枚をもつてするのであつて、三つの事件における損害賠償額と大きなへだたりのあるところである。また身体障害という後遺症を残すような傷害事件にあつては、加害者は追放刑が科せられたのであり、それゆえ量刑の点でも三つの事件とは大きな質的相違が存在するのである。失火についても、公事方御定書下巻六九条において、平日出火と御成日の出火にわけて規定があるけれども、押込等の刑が科せられるなど、損害賠償については問題外のところであった。

## 説

さらに三つの事件と同時代の明治初年の太政官政府の立法<sup>(40)</sup>においても、幕府法の原則が継承されているようであり、三つの事件における損害賠償の原則はとられていないようである。

以上のようにみてくるならば、三つの事件は以下のことを示していると考えられる。すなわち明治七年段階においては、新しい損害賠償のあり方が領事裁判という限られた局面において日本の中に存在していたことを示している。何故新しかといえど、江戸幕府法とも太政官政府の法とも異なるからである。

では明治七年の三つの事件にみられる損害賠償の新しさはどこから生じたのであらうか。それは幕末に起源を有している。江戸幕府法の損害賠償のあり方をくつがえすべくきづかけとなったのはモス事件である。モス事件は『横浜市史』において紹介のあるところである。<sup>(41)</sup>があらためてのべるならば次のようないふ事件であった。幕末万延元年一〇月一五日（一八六〇年一月二七日）、東海道神奈川宿近辺にて遊獵の帰途にあつた英國人商人モスが、幕府役人によつて取押えられようとしたとき、モスの所持する銃が発砲し、神奈川奉行支配同心出役の大谷邦太郎<sup>(42)</sup>の腕をうちぬいたのであつた。幕府の申し入れにより各国の領事も自国人に対し狩猟を禁じていたから幕府役人のとつた処置は一応妥当なものであつた。さてモスは、領事裁判の結果、遊獵その他の罪により香港監獄での三月間の収監、再渡日の禁止、および大谷邦太郎への一〇〇〇ドルの支払いを命ぜられたのであつた。<sup>(43)</sup>モスの事件は、井伊直弼による条約断行後まもなく発生した事件であり、開国早々に江戸幕府法の原則にふれる事件であったのである。それは、モスから大谷邦太郎への一〇〇〇ドルの償金の支払いの件が幕府当局を悩ますことになつたのであつた。すなわち幕府側においては英國公使より申出のあつた一〇〇〇ドルの償金の支払いの件について受領すべきかどうかが大きな問題となつたようである。これについては、外国関係の大目付、目付、外国奉行、勘定奉行、勘定吟味役に対して評議が命ぜられたの

であった。評議の結果、大勢は受領すべしということになつたのであるが、議論の内容において注目すべきものがあるので以下において紹介し、検討を加えたい。

さて評議に際しての下問の内容は、今回一〇〇〇ドルの罰金を英國の刑法に基づき差し出すと言つてきているが、これを幕府において受領するならば今後日本人が加害者となつた場合、英國側より日本に対し償金の支払いを請求していくかも知れない。今回英國側よりの償金提供を断わった場合において将来問題は生じないか検討を加えよといふものであった。これに対して外国関係の大目付、目付、外国奉行の見解は左の通りであった。<sup>(45)</sup>

外国御用立合

評議

外国奉行

千枚トルラル罰金として差出候彼方刑法之由に候得共右を受候ハム此方引合之節も償ひ差出候様彼方より可申聞哉も難計既に箱館にも引合有之并仮人引合も有之候間此度之償ハ断候方後害有之間敷哉勘弁いたし早々可申上旨被仰渡奉得其意夫是勘弁仕候処罪状有之法度を以罰し候者より罰金取立相手方之者へ差遺候等之儀御国法おいて無之儀ニ者候へとも西洋諸州おいてハ罰金之多寡に寄り罪状之輕重を分ち候儀者一般通規之趣に有之候間彼方申立之通御聞済相成候而可然勿論左候而者以後万一切方おいて引合筋有之期に至り彼方同様償金又者罰金等之儀申出哉も難計候得共既に御条約面にも其國之臣民惡事をなせし時は其國之法度を以罰すへしとの明文も有之今般ミニストル差出候百十九号之書簡中罰金ハ英國之法度に有之趣書載候者則御条約面通り取扱候儀ニ有之然るに右罰金御断相成候而者彼國之法度を動し候御处置に近く御条約面之御趣意ニ振れ候次第に相成可申哉にも候間即今箱

館表引合其他向後此方おいて何様之引合筋等出来候とも御國從來之御法度を以御取捌有之候ハム別段彼是可申立筋等無之仮令償金罰金等之儀申立候とも御國法於て右様之法度ハ無之段御主張御座候ハム聴と御辞柄も相立候儀に而則御條約面之通御取扱之儀ニ有之後々差障る筋も有之間敷奉存候間今般差出候千トルラル之儀者御請取相成候而可然奉存候御勘定奉行同吟味役者異存ニ付除名仕私共評議仕御書取者御勘定奉行へ相廻し御書簡案相添此段申上候以上

申十一月

外国御用立合

大目付

御目付

外国奉行

水野筑後守

右によれば日本においては犯罪人より罰金をとりたて被害者に渡すことはしないが、西洋においては罰金の多少によつて犯罪の輕重を分類するのが一般的であるから今回のイギリス公使よりの申出は受諾するほうがよいというのである。なぜなら条約において加害者の属する国の法によつて処罰するとの明文の規定があるから、英國公使よりの申出のあつた一〇〇〇ドルの罰金の引渡しについては条約に基づく英國法にしたがつたところの申出であるから、幕府においてこれを断わるならば英國法を侵害し条約に違反することになるからである。それゆえ今回の一〇〇〇ドルの償金は受領すべきである。そして万一将来外国人を日本人が傷つけた場合に、外国から償金の請求をしてきた場合に

は、条約の規定よりして幕府法上そのような請求はできないといって主張すれば拒否することができる。これが、外国關係の大目付、目付、外国奉行の見解であった。

次に、償金を受領するという点では、外国關係の大目付、目付、外国奉行とは同じであるが、論議の中味においていさざか異なる勘定奉行の考え方<sup>(46)</sup>を検討してみたい。

#### 御勘定所評議

神奈川表に罷在候英國商人仕置之儀ニ付御書取一覽仕候處千枚之トルラル罰金として差出候彼方刑法之由に候へ共右を受候ハム此方引合之節も償ひ差出候様彼方より可申聞哉も難計既に箱館にも引合有之并仏人引合も有之候間此度之償者断候方後害有之間敷哉勘弁仕早々可申上旨奉得其意後害等御深慮之段御尤に奉存候然の處此度之義者一ト通争論抔ニ而疵負候とハ訳違ひ御国之制禁を犯候上可差押と仕成候役人へ疵為負候儀ニ而相対之事ニ者無之全く政府へ対し候犯科に付いつれとか其罪を正し候儀顯露に無之候てハ後々迄之御取締に拘り可申哉に候処彼ニ而者罰金差出候刑法との趣に候上ハ相対つくニ而差出候療治代抔とは違ひ畢竟相当之刑に可処を金子差出其罪を贖ひ候訳ニ而一箇之刑法に付此後万一千國において右様之儀有之候とも素より條約面互に其國之法度に隨而可申付との旨英國コンシユルヘ聴と申談置罰金為差出候ハム後害も有之間敷哉尤右者評定所一座見込をも御尋之上御治定相成且新規之儀にも候間一応各國ミニストルヘも御演達被成置候方哉と奉存候依之御書取返上仕此段申

上候以上

申十一月

松平出雲守

塙越大藏少輔

設樂八三郎

右の勘定奉行たちの意見によれば、今回の事件は争論などによつて傷つけあつたのではなく、法で禁止せられた行為をなした者を取押えようとした役人が、英國商人モスによつて負傷せしめられた事件であつて政府に対する犯罪である。これは断固処分しなければ今後の取締り上支障をきたすおそれがある。ところで英國においては、この種の事件は罰金を命ずるのが刑法の趣旨であり、すなわち治療代というようなものではなく相当の刑に処すべきところを金銭を提出させることによつて罪を贖うという仕組になつてゐるのである。この点において英國と日本では刑法上相違するところであるが、条約上の規定があるからやむをえないものである。そこで、将来日本人が加害者になつた場合においては、英國法のように罰金を科すことなく、幕府法により処断することを各領事へ通知し充分言い含めた上で今回の英國側の申出を受諾すべしということであつた。

さて勘定方にあつて断固償金の受け取りを拒否すべしとする少数派の意見<sup>(47)</sup>があつた。

## 御勘定所評議

神奈川表に罷在候英國商人仕置之儀ニ付御書取一覽仕候處千枚之トルラル罰金として差出候彼方刑法之由に候へ

とも右を受候ハ、此方引合之節も償ひ差出候様彼方より可申聞哉も難計既に箱館にも引合有之并仏人引合も有之候間此度之償ハ断候方後害有之間數哉勘弁仕早々可申上旨奉得其意御尤ニ奉存候外國奉行并立會之面々打寄再応評議仕候處條約面に彼我法度に隨候廉有之候故を以右罰金請取候儀相当と見込候方多評に候處私共異存ニ而同意仕兼候趣意者條約第五ヶ条目に日本人或ハ外國臣民に対し惡事をなせる貌利太泥亞臣民者コンシユル或ハ其他之官人ニ而糾し貌利太泥亞之法度に隨て罰すヘシと有之彼方國法之仕置を以取立候過料者彼方政府へ取立候とも此方へ可取立筋ハ有之間數十九ヶ条に過料取上物の類都而日本役所に屬すヘシと有之候ハ開港場商売筋之規則を破り候犯科之ものに限候儀に可有之今般之過料ハ人事異変より相起候罪科ニ而詮義したる人に遺恨を含手疵負せ候ものゝ類に付御国人に候ヘハ死刑ハ難遁ものにも可有之哉然るを日数入牢再渡を禁し過料取立候杯不相當ながら彼方國方と有之候上者是非も無之右取立候過料此方へ受取候而者おのづから償ひの姿ニ而且ハ彼國之法を御国へ荷ひ候様罷成此後若異人へ対し御用人過料に当り候犯科有之候節取立候過料ミニストルへ受取可申旨申聞候節者断候辭柄如何可有之哉右ニ反覆いたし候一件相発り候節速に罪人擲捕死刑に被処候へは御国威相顯れ彼是之論も無之候ヘ共若取逃し行衛不相知節者嚴科を表し候迄にて態と取逃し候様に異人共疑惑を生し事六ヶ數申懸終には償等不被差遺候而者不相濟次第に陥可申も難計旁以今般之過料比方へ受取候ハ、後々不都合を生し後害無之とは難見据素より彼方にて咎申付候過料者彼方へ可取納者當然にて此方へ可受取謂決而無之右ニ而條約に振候筋にも相当り申間數候間過料受取候儀者聰と御断有之候方哉に奉存候何分向後之見通し難及浅慮上者過料不受取方に相成居候得者御國之御法則も相立以後御面倒之儀も出来申間數右ハ刑法筋之儀不容易儀に付評定所一座存寄之趣を以御治定御座候儀とは奉存候へとも御尋に付私共愚意之趣別段申上候以上

福田八郎右衛門  
高橋 平作

右の少数意見は、罰金は英國より受け取るべきでないとするものであつた。けだし條約第五条により英國側は過料をとりあげたけれどもこれを日本側において受け取るべき道理はない。條約第一九条に、過料取上物の類は都而日本役所に属すべしとあるけれどもこれは開港場における商売の規則に違反した場合の過料の規定であつて、今回のモス事件には該当しない。今回のモス事件は人事異変より発生した犯罪を捜査していた幕府役人に対する犯罪であつて、幕府法によれば死刑に値するものである。しかしながら領事裁判により英國刑法によつて日数入牢、過料取立、再渡日禁止という、幕府法に較べて軽い罰となつたのであつた。幕府法に照らせば領事裁判の結果は不相当であるが、條約上領事裁判の制度があるためやむをえないものである。もし英國側より申し入れのあつた過料の提供を受諾するならば、自然とこれは損害賠償ということになつて、英國法の原則を日本法がとり入れることになり、英國法が日本法となつてしまふ。もし日本人において英國法によれば過料にあたる事件を、英國人に對し犯した場合に英國公使より過料の請求が幕府にあつた場合にどのようにして断われるであろうか。今後同様の事件が発生し、日本人が加害者となつて英國人を傷つけた場合、犯人を幕府において即刻逮捕し死刑に処するならば國威は大いに發揚するであろうが、もし犯人を捕えることができず犯人行方不明ということにでもなれば嚴科に処すると内外に表明するのみで、實際には犯人を捕えていないのだから幕府において犯人を逃亡させてやつたのではないかという疑惑を外国人に生じさせるのではあるまいか。その結果、今回の償金受取りが伏線となつて、同じような事件で日本人が加害者の場合に、外国

の請求に対し、幕府よりやむをえず賠金を提出せざるようになるのではないか。以上の理由より、今回の賠金は幕府においては領収せず、英國政府においてモスより罰金をとるだけでよいのであり、こうすれば条約にも反しない。以上が賠金受け取りに反対する少数の意見であった。

さて、右にみてきたような幕府内部におけるモス事件についての経緯があつたのであるが、事態の成行においては、賠金一〇〇〇ドルは受領せられて、大谷邦太郎の負傷も完全に治癒した時点で、大谷本人が出頭して邦太郎に対し神奈川運上所にて一〇〇〇ドルが手渡されたのであつた。<sup>(48)</sup>

右のようなモス事件の経過をみると、いくつかの結果が生じたと思われるけれども本論との関係でいえば、賠金をめぐる英國法が領事裁判を通じて日本法の中に浸透したという結果が残つた。モス事件が発生するまでは、日本の国内法上、少なくとも幕府法上公的な問題としては、傷害事件等の刑事事件においては刑事制裁をいかにするかということが公権力の主要な関心事であり、損害賠償などは公権力の一方的な制裁としてのみ課せられたのであり、被害者の損害賠償は公の問題としては主要な問題ではなかつたのである。密通事件において、公権力が内済による事件の解決を許可したことがあつたから、隠密裡には傷害事件も公権力の默認のもとで示談による解決がはかられていたことは随分あつたと思われるけれども、それでも損害賠償が公権力によつて公のものとされることはなかつた。すなわち幕府法上傷害事件等における損害賠償請求訴權は存在しなかつたのである。けれども幕末のモス事件を通じて損害賠償の考えが刑事案件にも導入され、領事裁判を通じて損害賠償請求訴權が徐々に日本においても形成されていったのである。やがて日本の公権力においても領事裁判や外国関涉事件に限つては、当事者になつてゐるならば日本人であつても、国内法の建前とは別に、損害賠償請求訴權を認めていたと思われる所以である。こうした傷害事件等に

## 説論

おける損害賠償の新しい動向が、幕末以来いよいよ日常的に定着しつつあることを示しているのが、クーベル、ハスコルト、ビールンの事件であるようと思われる。ここに至っては、太政官政府において傷害事件という刑事案件において被害者が損害賠償を請求することは当然のこととみなされているのであり、妨害の起りようもなかつたのである。そしてこうした事態の当然の結論とでもいうかのように、犯罪によつて損害を受けた日本人が、外国人が加害者である場合については、損害賠償の民事訴訟を本人の希望により起こすことができるという法令<sup>(50)</sup>が発令されるに至るのである。

以上のべてきたことを結論づけるならば、幕末の開国によって、日本の法文化が、具体的な事件を通じて、外国それもヨーロッパの異なる法文化と接触したのであった。具体的な事件というのは、日本の開国によって日本にやつてきた生身の外国人と、日本人が関わりあつた事件という意味である。こうした接触は明確な形では領事裁判の場ではたされたと思われるが、このような接触を通じて日本法の変容がもたらされたのであった。

## 四 む す び

本論のような課題を私がとりあげるのは、明治維新という巨大な社会現象を法制史の立場から考えるならばどのようになるのかということをあれこれ検討しているからである。その際具体的な資料に基づき、具体的な事実をあきらかにしつつこの問題に接近したいと思っている。そうでなければ法制史的な接近は不可能であり、とくに新しい事実の紹介を行わなければ、明治維新の全体にはせまることができないと考えている。

さて今後の展望について少しのべて稿を終えたい。現在、神戸市立中央図書館所蔵の明治四年の英國領事館の英文

の領事裁判の記録を解読中である。この作業をつづけて、いずれ成稿とし発表しようと考えている。むすびは舌足らずに終わったかも知れないがこれで稿を終えることにしたい。

注

(1) 神戸市立中央図書館所蔵『兵庫裁判所書翰集』(一) - (四・完) (大阪経済法科大学法学論集第六一八・十号、一九八二)

一九八四年)。

(2) 『お雇外国人』鹿島出版会、全一七巻、一九六八 - 一九七六年を参照。

(3) 沢和哉『鉄道 - 明治創業回顧談』筑地書館、一九八一年の一八六頁以下に事例が紹介されている。

(4) クーベルの英語標記は Cooper である。これは『兵庫裁判所書翰集』欄外に記されていた英文注記によつた。なおクーベルのフルネームは、James E. Cooper であつて、雇主は工部省鉄道寮であり、明治六年九月二四日より明治九年九月二三日までが雇期間であり、満期解雇となつた。職種は木工頭取であり、日本在勤中の給料は日給三円九四銭五厘二毛であった。なお右の経歴は、ユネスコ東アジア研究センター編『資料御雇外国人』小学館、一九七五年、二五九 - 六〇頁によつた。なお、お傭外国人の上級者の給料は、初代鉄道兼電信建築師長であったエドモンド・モレルの場合初年度の月給は七百ドルであった。また日本人職工の給料は、クーベルの数分の一というものであつた。これについては、山田直匡『お雇外国人』第四巻交通、鹿島出版会、一九六八年の六三頁、一五二頁による。

(5) 前掲『兵庫裁判所書翰集』(一)、一四〇頁。

(6) 同右、一五一頁。

(7) 同右、一七六頁。

(8) 同右、一五一頁。

(9) 同右、一四〇頁。

(10) 前掲『兵庫裁判所書翰集』(一)、七〇頁。

(11) ハスヲルトの英語標記についても、『兵庫裁判所書翰集』欄外に記されていた英文注記によれば、Horsford である。本文掲

- 載の領事裁判の記録によれば、フルネームは、トーマス・ハスラルトのようである。ハスラルトの経歴については、本文で述べた水先案内人とする以外にはクーベルのように詳しく述べられない。現在のところハスラルトについての資料は私の調べた範囲内では未発見である。
- (12) 神山郡廉の経歷については『和歌山県政史』和歌山県政史編さん委員会、第一巻、一九六七年の九一五頁に記載がある。神山郡廉の起訴状は、『兵庫裁判所書翰集』(一)、一四九頁を参照されたい。
- (13) 『太政類典』第二編第三四三巻。
- (14) ビールンの英文標記についても『兵庫裁判所書翰集』欄外の英文注記によるしかないが、Byrne と記されていた。フルネームは、ビールンの京都府知事への嘆願書および兵庫裁判所長の明治七年一二月二二日付の書翰によれば、エドワルド・ビールンとなっている。経歴は不詳である。
- (15) 『兵庫裁判所書翰集』(四)、九五頁。
- (16) 同右、同頁。
- (17) 同右、九六頁。
- (18) 同右、同頁。
- (19) 同右、九七頁。
- (20) 同右、九八頁。
- (21) 京都府立総合資料館にこの地名について問合せたところ、『明治九年改正区分町名録』によれば、上京第三一区上大坂町という地名があり、「上」のとれた大坂町はないようである。なお上大坂町は現在の木屋町三条上る辺りらしい。
- (22) 『兵庫裁判所書翰集』(四)、一一九頁。
- (23) 同右、一一八頁所載の兵庫裁判所長より英國権領事あての第四九九号書翰による。
- (24) 同右、一一九頁所載の芝田茂兵衛の一月二十五日付の御請証による。
- (25) 注(23)と同じ。
- (26) 注(24)と同じ。
- (27) 注(23)と同じ。

クーペル、ハスラルト、ピールンの事件について

- (28) 「週刊朝日」、一九七九年一〇月五日号。
- (29) 同右、一九七九年一〇月二六日号。
- (30) 同右、一九七九年一月二日号。
- (31) 同右、一九七九年一二月二八日号。
- (32) 同右、一九八〇年一月一八日号。
- (33) 同右、一九八〇年一月二五日号。
- (34) 同右、一九八〇年一月二二日号。
- (35) 同右、一九八〇年二月二九日号。
- (36) 同右、一九八〇年三月七日号。
- (37) 洞富雄『幕末維新期の外庄と抵抗』校倉書房、一九七七年、一四八頁以下を参照されたい。
- (38) 石井良助『日本法制史概説』創文社、一九七一年改版、五四七頁。
- (39) 公事方御定書下巻七一条。
- (40) 新律綱領、改定律例。
- (41) 『横浜市史』第二巻、一九五九年、七八三頁以下。
- (42) モスの英文標記については、『横浜市史』第二巻、七八三頁において Moss となっている。
- (43) 『横浜市史』第二巻、七八三頁以下においては、モス事件の被害者の役人を渥美邦太郎としているが、資料編では、一貫して大谷邦太郎となっているので、本稿では大谷邦太郎とした。
- (44) オールコックより外国掛老中宛の書翰、『横浜市史』資料編五、一九六九年、一七一一九頁。
- (45) 『横浜市史』資料編五、二〇頁。
- (46) 同右、二〇一二二頁。
- (47) 同右、二一一三三頁。
- (48) 同右、二六頁。『横浜市史』資料編五、二七頁には領事裁判の判決が英本国政府によつて取消されたとの風聞がのせられており、また小山博也氏は上海高等裁判所においてオールコックの判決が越権行為とされ、モスの釈放と二〇〇〇ドルの損害賠

償がなされたと「条約改正」(『日本近代法発達史』第一巻)の一九〇頁の注において指摘している。

(49) 山中永之佑「密通の仕置と内済—江戸時代における婚姻規制の一侧面—」(阪大法学三八号、一九六一年)、四六頁以下参考。

(50) 司法省布達甲第一二号(明治九年九月二八日)、『法令全書』第九巻ノ一、『横浜市史』資料編十六、一九七七年、二三七頁以下参照。